

(お 知 ら せ)

2024年12月12日
中国電力株式会社
島根原子力本部

島根原子力発電所2号機 運転上の制限の逸脱の訂正について

島根原子力発電所2号機（沸騰水型、定格電気出力82万キロワット）において起動試験を行っていたところ、原子炉水位計のうち、重大事故等発生時に使用する水位計が、監視不能な状態であることを確認したことから、本日11時21分、原子炉施設保安規定に定める運転上の制限^{※1}を満足しない状態であると判断しました。その後、当該水位計が監視可能な状態となったことから、12時20分、運転上の制限を満足しない状態から復帰しました。（同日お知らせ済）

このたびの事象は、当該水位計が計測範囲の上限を超える値を示したことを踏まえて、計器の異常が疑われたことから監視不能な状態であると判断していたものです。

その後、当該水位計は、原子炉再循環系ポンプ^{※2}に流れる炉水の流量を増加させた際に計測範囲の上限を超える値を示すものであることから正常動作の範囲内であり、保安規定の運転上の制限を満足していない状態には至っていなかったことを確認しました。

このことから、18時20分に、運転上の制限の逸脱に係る判断を訂正しました。

- ※1 保安規定第65条（65-13-1）で規定する運転上の制限では、重大事故等発生時に使用する原子炉水位等の主要パラメータが監視可能な状態（正常に動作する状態）である必要がある。
- ※2 原子炉再循環系ポンプに流れる炉水の流量を増減させることにより、原子炉出力を制御する系統。当該水位計は、原子炉再循環系ポンプの圧力を測定することで原子炉水位を計測する。

以 上